

貸金庫規定新旧対照表

新	旧
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物、銃器類、爆発物、麻薬など公序良俗に反するもの、変質、腐敗のおそれがあるもの等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. (契約期間等)</p> <p>4. (使用料)</p> <p>5. (鍵等の保管)</p> <p>6. (自動貸金庫の開閉等)</p> <p>7. (簡易貸金庫の開閉等)</p> <p>8. (届出事項の変更等)</p> <p>9. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)</p> <p>10. (暗証照合・印鑑照合等)</p> <p>11. (損害の負担等)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、使用申込者が<u>第13条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第13条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫のこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、セーフティカード、生体認証 IC カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、セーフティカード、生体認証 IC カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第9条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(3) <u>危険物、銃器類、爆発物、麻薬など公序良俗に反するもの、変質の恐れがあるものは格納をお断りします。</u></p> <p>2. (契約期間等)</p> <p>3. (使用料)</p> <p>4. (鍵等の保管)</p> <p>5. (自動貸金庫の開閉等)</p> <p>6. (簡易貸金庫の開閉等)</p> <p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>8. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)</p> <p>9. (暗証照合・印鑑照合等)</p> <p>10. (損害の負担等)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、使用申込者が<u>第12条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第12条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫のこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、セーフティカード、生体認証 IC カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、セーフティカード、生体認証 IC カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p>

新	旧
<p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑧ 上記⑦に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じないとき</p> <p>⑨ マネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると<u>当金庫が認め、マネー・ローダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>⑩ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>(4) <u>前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日</u><u>に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u></p> <p><u>14.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>15.</u> (緊急措置)</p> <p><u>16.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p><u>17.</u> (成年後見人等の届け出)</p> <p><u>18.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載</u>その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>(2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2026年4月1日現在)</u></p>	<p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主について確認した事項に関し虚偽であることが判明したとき</u></p> <p>⑦ 上記⑥に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じないとき</p> <p>⑧ マネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認め<u>られるとき</u></p> <p>⑨ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条</u>第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日<u>に第3条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>13.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>14.</u> (緊急措置)</p> <p><u>15.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p><u>16.</u> (成年後見人等の届け出)</p> <p><u>17.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>(2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>

1. (格納品の範囲)

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - 現金その他のマネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - 危険物、銃器類、爆発物、麻薬など公序良俗に反するもの、変質、腐敗のおそれがあるもの等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- 貸金庫の契約の締結または利用等にあっては、借主は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- 貸金庫が、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵等の保管)

- 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- 貸金庫室への入室と貸金庫の取出しにセーフティカードを利用する場合には、借主および借主があらかじめ届出た代理人にセーフティカードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。
- 貸金庫室の入室と貸金庫の取出しに生体情報が登録されたICキャッシュカード(以下「生体認証ICカード」といいます。)内に記録された生体登録情報を利用する借主および借主があらかじめ届出た代理人には、セーフティカードを発行しません。

6. (自動貸金庫の開閉等)

- 自動貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人がセーフティカード、暗証および正鍵を使用して行ってください。
- 自動貸金庫の開閉に生体認証ICカードを使用する場合は、手指静脈情報、正鍵を使用して行ってください。
- 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- 閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

7. (簡易貸金庫の開閉等)

- 簡易貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- 開庫にあたっては、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

8. (届出事項の変更等)

- 印章を失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵、セーフティカードまたは生体認証ICカードを失ったとき、もしくは、毀損したときも同様とします。
- 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 当初契約の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届け出てください。

9. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)

- 印章、正鍵、もしくはセーフティカードまたは生体認証ICカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。
- 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- セーフティカードを失った場合または毀損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。

10. (暗証照合・印鑑照合等)

- 自動貸金庫の開庫操作に使用されたセーフティカード、および暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫した場合には、借主または代理人自身が操作したものとし、セーフティカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 自動貸金庫の開庫操作に使用された生体認証ICカードの生体登録情報と手指静脈情報が一致することを確認して開庫した場合には、生体認証ICカードにつき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたう例えば、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に際じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、使用申込者が第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. (解約等)

- この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、セーフティカード、生体認証ICカード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、セーフティカード、生体認証ICカード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - 借主が使用料を支払わないとき
 - 借主について相続の開始があったとき
 - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑧ 上記⑦に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じないとき
 - ⑨ マネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローndリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき
 - ⑩ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで、貸金庫を明渡してください。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主または代理人が、貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、もしくは当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日までに第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡し当金庫が指定する期日までに行われなかった場合には、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありがたい支払ってください。
- (7) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 14. (貸金庫の修繕、移転等)**
貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 15. (緊急措置)**
法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 16. (譲渡、転貸等の禁止)**
貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- 17. (成年後見人等の届け出)**
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に書面により直ちに当金庫に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 18. (規定の変更等)**
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
 - (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2026年4月1日現在)